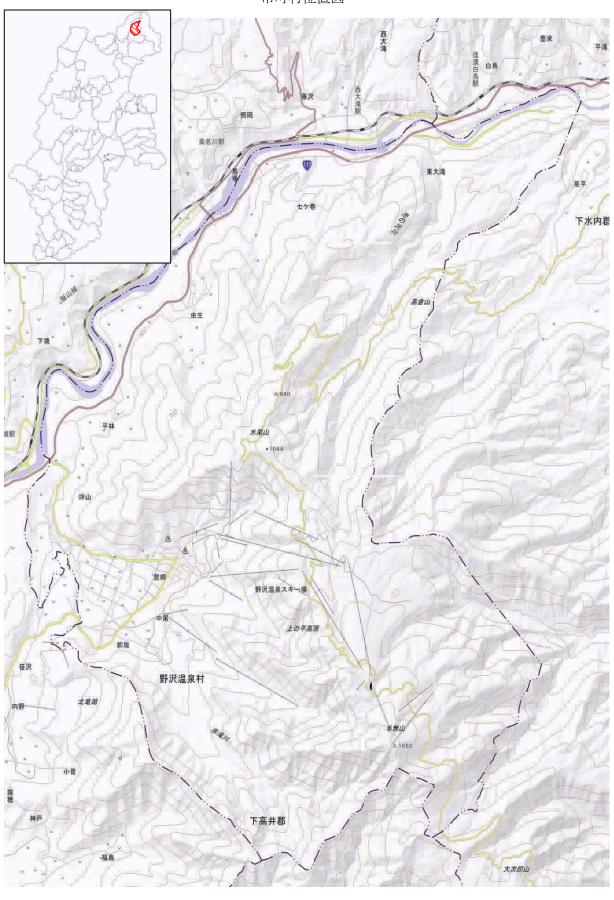
野沢温泉村森林整備計画書

計画期間 自 令和 7年4月 1日

至 令和17年3月31日

長 野 県 野沢温泉村

市町村位置図



			3 その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
			(1) 施業実施協定の締結の促進方法	
			(2) その他	
4	第	5	る。	31
:	יל			51
			1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
			2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
			3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
		4	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
1	第	6	森林施業の共同化の促進(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
		-	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
		2	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
		ę	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	第	7	作業路網その他の森林整備に必要な施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
•	4,5		1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム	
			2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域	
		į	3 作業路網の整備	
			(1) 基幹路網	
			(2) 細部路網	
į	第	8	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
		-	1 林業に従事する者の養成及び確保	
		2	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進	
		ć	3 林産物の利用促進に必要な施設の整備	
Ш	į	森村	林の保護	
1	第	1	鳥獣害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
•	-1		1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 ・・・・	36
		-	(1) 区域の設定	
			(2) 鳥獣害の防止方法	
		,	2 その他	
,	-/-			0.0
j	第		森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護・・・・・・・	36
			1 森林病害虫の駆除及び予防の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
			2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)・・・・・・・・・・・	37
		,	3 林野火災の予防の方法	
		4	4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ・・・・・	38
		Ę	5 その他	
			(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	
			(2) その他	
IV	į	森村	林の保健機能の増進	
		1	保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
		2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法	
		3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
٦,				40
V			の他森林の整備に必要な事項	4.1
		1	森林経営計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		2	生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		3	森林整備を通じた地域振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		4	森林の総合利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		5	住民参加による森林の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		6	森林経営管理制度に基づく事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
		7	その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42

VI	参考	資料	
	1	人口及び就業構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	2	土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
	3	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45

I 基本的事項

1 森林整備の現状と課題

- (1) 地域の概況
- ◇位 置(野沢温泉村役場)

東経 138° 26′ 38" 北緯36° 55′ 11" 海抜517.29 m

本村は、長野県の北東部に位置し、北部から西部は飯山市、東部は下水内郡栄村、南部は 下高井郡木島平村の1市2村と境を接しています。

主要な交通網としては、飯山市との境にあたる千曲川沿いに国道117号が走っているほか、村中心街と木島平村方面を結ぶ県道飯山野沢温泉線が重要な生活道路となっており、毛無山・水尾山・高倉山の山麓を結ぶ県道奥志賀高原栄線が観光道路として活用されています。

◇面 積

57.95km² (東西9.1km、南北11.5km、周囲38.2km)

◇土地の地目別面積<令和4年1月1日現在>

田	畑	宅地	山林	原野	その他
2.96 k m²	1.12 k m²	0.78 k m²	28.65 k m²	8.70 k m²	15.74 k m²

◇気 象 (1991~2020年平均、長野地方気象台野沢温泉観測所)

平均気圧		気温		年間総降水量	風速平均	湿度平均	
十岁又江	平均	最高	最低	中间心阵小里	風逐十均	业及干均	
1016 hpa (現地気圧)	10.4 °C	15.4 ℃	6.5 ℃	178.7 mm	1.2 m/s	%	

◇地形·地質

本村は、毛無山から千曲川にかけて放射状に尾根が走り、毛無山水系の沢筋を源流とする 多くの中小河川が千曲川に注いでおり、このうち赤滝川・湯沢川・池の沢川の3河川が一級 河川に指定されています。

これらの河川沿いには集落と耕作地が形成されており、海抜高度差は、村北部の明石から、 毛無山までの高低差が約1,350mと、山谷形で起伏が多い地形となっています。

主な地質は、千曲川沿いの地域が泥・礫・砂、東部の山岳地域が安山岩類となっており、一部 にローム・火山岩屑が分布しています。

(2) 森林・林業の現状

① 地域の森林資源

本村の森林は民有林 68%、国有林 32%であり、民有林の人工林率は 40%であり、千曲川下流 森林計画区の人工林率約 42%とほぼ同様の割合となっています。

民有林の樹種別の割合をみると、広葉樹が最も多く、針葉樹ではその大部分がスギとなっています。千曲川下流森林計画区全体の樹種別の割合と比較すると、スギが多く、カラマツ・アカマツが少ないことが特徴的で、その他の樹種の割合は同様となっています。

民有林人工林の齢級構成は、3 齢級から 12 齢級までの間伐対象林分が全体の 40%を占めていますが、間伐対象齢級を超えた林分が約 60%と多いことが特徴です。

【人天別森林資源表】

民国	資源		人工林			天然	生林			合	計	
別	量	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計	針葉樹	広葉樹	未立木 地等	計
民有	面積	1,286.27	14.20	1,300.47	0.92	1,851.63	24.56	1,877.11	1,287.19	1,865.83	24.56	3,177.58
林	蓄積	598,441	780	599,221	267	217,908		218,175	598,708	218,688		817,396
国有	面積	550.68	0.82	551.50	63.77	829.74	47.18	940.69	614.45	830.56	47.18	1,492.19
林	蓄積	126,507	8,383	134,890	13,058	121,121		134,179	139,565	129,504		269,069
合	面積	1,836.95	15.02	1,851.97	64.69	2,681.37	71.74	2,817.80	1,901.64	2,696.39	71.74	4,669.77
計	蓄積	724,948	9,163	734,111	13,325	339,029		352,354	738,273	348,192		1,086,465

単位:面積ha、蓄積㎡

注)未立木地等は、未立木地、伐採跡地、竹林、崩壊地、岩石地及び施設敷を含みます。

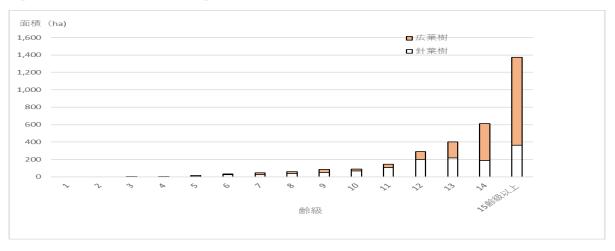
民有林の人工林割合 面積 41% 蓄積 73%

【民有林の樹種別構成表】

E> 0 13 11	四里加州					
樹種	面積	(ha)		蓄積	(m^3)	
1911里		比率			比率	<u> </u>
アカマツ	1.50	0	%	369	0	%
カラマツ	114.11	4	%	34,676	4	%
スギ	1,171.41	37	%	563,609	69	%
ヒノキ	0.17	0	%	54	0	%
その他針			%			%
広葉樹	1,865.83	59	%	218,688	27	%
計	3,153.02	100	%	817,396	100	%

注)「比率」は、当該市町村の森林に占める樹種の割合です。

【民有林の齢級別構成グラフ】



② 森林の所有形態

本村の民有林の大部分は私有林となっており、その中でも個人有林が全体の約 5 割と最も多くの 面積を占めていることが特徴です。

公有林は約10%を占めており、村有林が8%、県営林(県行造林)が約3%となっています。

【民有林の所有形態】

所有形態別			面	積			蓄積		
別有刀	所有形態別			割合				割合	ì
公	県	84.16	ha	3	%	26,079	m³	3	%
有	市町村	249.78	ha	8	%	49,955	m³	6	%
林	財産区		ha		%		m³		%
1715	計	333.94	ha	11	%	76,034	m³	9	%
	集落有林	367.36	ha	12	%	74,129	m³	9	%
私	団体有林	718.78	ha	23	%	163,357	m³	20	%
有	個人有林	1,599.56	ha	50	%	472,156	m³	58	%
林	その他	157.94	ha	5	%	31,720	m³	4	%
	計	2,843.64	ha	89	%	741,362	m³	91	%
合	計	3,177.58	ha	100	%	817,396	m³	100	%

③ 林業労働力の現状

本村管内の素材生産は、北信地域振興局管内で栄村を除く2市1町2村を管轄する広域森林組合である北信州森林組合が主に実施しています。

また、当村には北信州森林組合以外の素材生産業者や、製材業者、森林整備を担える林業事業体はおらず、村外で素材の加工等が行われています。

林業機械については、特に近年、北信州森林組合がプロセッサ、フォワーダ、スイングヤーダ 等の高性能林業機械の導入を進めています。

【事業体別林業従事者数】

区分	組合・事業者数	従業者	備考	
巨刀	旭口、尹未有奴	うち作業員数(人)		
森林組合	1	52	28	北信州森林組合全体
素材生産業				
製材業				
合 計	1	52	28	

出典) 令和5年度林業事業体調査・令和5年度木材流通調査・令和6年度北信州森林組合総会資料

【林業機械等設置状況】

機械名	森林組合	会社		計
プロセッサ	3			3
ハーベスタ	2			2
フォワーダ	5			5
スイングヤーダ	4			4
合計	14			14

出典) 令和6年度林業機械保有状況調査

④ 林内路網の整備状況

本村の林内路網密度は、全県 22.2m/ha、千曲川下流森林計画区 21.6m/ha と比較して、33.4m/ha と高い密度となっています。

特に近年の搬出間伐の推進に併せ、森林作業道の開設が進んでいます。

【路網整備状況(令和5年度末)】

	区分	路線数	延	長	密度	
	区 ·万·	岭被叙		うち舗装	省	
基	公 道	- 路線	54,920 m	m	17.3 m/ha	
幹	林道	8 路線	18,271 m	5,130 m	5.8 m/ha	
路	林業専用道	路線	m	m	m/ha	
網	=+	8 路線	73,191 m	5,130 m	23.0 m/ha	
	森林作業道	21 路線	32,863 m	m	10.3 m/ha	
	合計	29 路線	106,054 m	5,130 m	33.4 m/ha	

⑤ 保安林の配備の実施状況

民有林に占める保安林の割合は、全県の34%、千曲川下流森林計画区の25%と比較して、 12%と少ない状況です。

保安林種は、水源かん養保安林が最も多く、次いでなだれ防止保安林、土砂流出防備保安林 となっています。

【保安林配備状況】

保安林種	面積(ha)	民有林に占める割合
	181.03	5.70%
土砂流出防備保安林	74.71	2.35%
土砂崩壊防備保安林	0.64	0.02%
防風保安林		
水害防備保安林		
干害防備保安林	13.64	0.43%
なだれ防止保安林	106.77	3.36%
落石防止保安林		
風致保安林		
保健保安林		
合 計	376.79	11.86%

(3) 森林・林業の課題

ア 森林整備

本村では、古くから「野沢スギ」の苗木の生産が盛んであったことから、沢沿いの適地を中心にまとまった面積でスギの造林が行われてきましたが、特に10齢級から12齢級の間伐対象齢級後半となった手入れ不足の林分が多いことから、ここ数年のうちに早急に間伐の実施が必要な状況です。

また、15 齢級を超える針葉樹人工林も多く存在しており、間伐に加え、段階的に主伐を検討しなく てはならない時期を迎えています。

広葉樹林については、地域住民の生活に密着した集落周辺の里山から、標高が高い区域におけるブナやナラ類等の大径木が林立する天然生の樹林帯に至るまで、多様な林分構成になっています。

本村には温泉街、野沢温泉スキー場、上ノ平高原等の観光資源に、年間を通して多くの観光客が訪れることから、良好な森林景観やレクリエーションの場を継続的に提供するために、広葉樹林についても適切な森林整備が必要です。

イ 木材利用

(ア) 建築物への木材利用

村内では、平成23年3月に発生した長野県北部地震を契機に、公共建築物の耐震性を改善するため、村内の集落の地域交流(防災)センターの新築・改築が進み、これらの建築に本村の木材を含む県産材がふんだんに利用されています。

また、多くの観光客が訪れる「道の駅野沢温泉」の直売所・トイレも県産材を利用して建築されるなど、積極的に公共建築物への木材利用を進めていますが、今後も引き続きその他の公共建築物への木材利用を推進する必要があります。

(イ) 木質バイオマス利用

本村の人工林の主要樹種であるスギについては、近年価格が低迷していることに加え、豪雪地域特有の根曲がりやトビグサレといった問題を抱えており、スギの需要拡大、とりわけこれまで未利用であった「低質材」の活用が急務です。

このため、これらの低質材でも活用が可能な、薪、木質チップ、ペレット等の木質バイオマス利用を進める必要があります。

ウ その他

本村では、エノキタケ、ブナシメジの菌床栽培のほか、ナメコを中心とする原木きのこの生産が盛んであり、宿泊施設や観光施設で特産品として提供されていることから、きのこ原木を生産するための広葉樹林施業の実施も考慮する必要があります。

一方で、村内で平成26年度に実施したコシアブラの放射性物質検査において、食品衛生法の 基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、村内におけるコシアブラの採取、出荷及摂 取の自粛要請の継続等の対策が必要です。



[写真] スギの根曲がりの状況



[写真] スギのトビグサレ被害



[写真] 村内における木材利用の状況 (前坂地域防災センター)

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

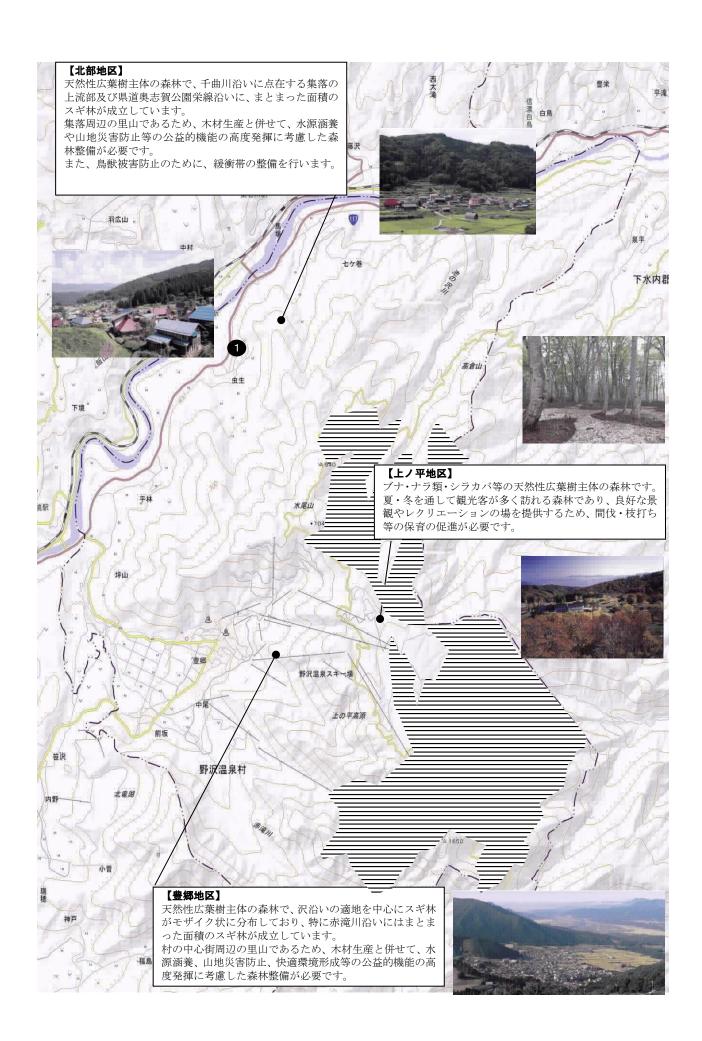
地域の目指すべき森林資源の姿と、その目指す姿に誘導する森林整備の基本的な考え方及び施業の方法は、千曲川下流地域森林計画「II計画事項」の「第2森林の整備及び保全に関する基本的な事項」の「【表 2-1】森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針」に即すこととします。

具体的には、下表のとおり目指すべき森林を地区ごとに定め、望ましい森林資源の姿に 誘導もしくは維持します。

なお、各地区は、「第4公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林」の区域と 一致するものです。

【地区ごとの目指すべき森林の姿と施業の方針、方法】

地区名	目指すべき森林の姿 (森林の有する機能)	森林の 現状	施業の 方針	計画期間内の主な 施業の方法	設定理由
豊郷	水源涵養 山地災害防止 木材生産	達成	維持	伐期の延長 長伐期 通常	村中心街周辺の里山であり、観光客も多く、主要県道も通過していることから、木材生産に加え、水源涵養、山地災害防止、快適環境形成等の公益的機能の高度発揮が必要であるため。
北部	水源涵養 山地災害防止 木材生産	達成	維持	伐期の延長 長伐期 通常	千曲川沿いに点在する集落周辺の里山であり、木材生産に加え、水源涵養、山地災害防止等の公益的機能の高度発揮が必要であるため。
上ノ平	保健・レクリエーション	達成	維持	複層林 (択伐)	一部が国立公園に指定され、観 光客が多く訪れる地区であり、保 健機能等の高度発揮が必要で あるため。



(2) 計画期間内で特に森林・林業に関し取り組むこと

ア 森林整備

間伐対象齢級後半の手入れ不足のスギ林分を中心に、まずは森林の境界明確化を大前提として、森林経営計画の策定、森林作業道の開設等の基盤整備を行った上で、順次搬出間伐を進めます。搬出間伐については、森林経営計画を策定した森林から随時森林整備を実施します。間伐期を超えた高齢級の林分については、主伐の実施と主伐後に実施すべき更新の手法について、県内の先進事例も参考にしながら具体的に検討することとします。

また、針葉樹の人工林のみならず、広葉樹林についても、きのこ原木や山菜の生産、景観の 向上、レクリエーションの場の提供を考慮した森林整備を実施します。

イ 野生鳥獣対策の推進

近年、野生鳥獣の出没及び農産物等への被害が多く発生している状況となっているため、まずは 北部地区において緩衝帯整備を実施します。北部地区での実施結果等を踏まえて豊郷地区での実 施の実現を目指します。

ウ木材利用

(ア) 建築物への木材利用

平成 26 年度までに、村内で新築・改築が必要な各集落の地域交流(防災)センターの整備が一段落したため、当該施設を建築物への県産材利用のモデルとして、村の広報媒体等を活用して積極的にPRし、その他の公共施設や一般家庭における木材利用を推進します。

また、本村は温泉、スキー場を抱える全国有数の観光地であるため、宿泊施設・観光施設・スキー場等の建屋・備品に木材を利用していただけるよう、関係者に対して営業活動を行います。

(イ) 木質バイオマス利用

これまで未利用であった低質材を活用できる木質バイオマス(薪・チップ・ペレット等)の利用を 進めるために、宿泊施設や一般家庭において更新時期がきたボイラー・ストーブがある場合には、 更新設備の選択肢の一つとして木質チップボイラー、ペレットストーブ等の木質バイオマス燃焼機 器の導入を検討していただけるよう、県内等の先進事例の収集や、積極的なPRに努めます。

エ その他

特用林産物の放射性物質対策については、引き続き村内におけるコシアブラの採取、出荷及び 摂取の自粛要請を継続するとともに、村独自でその他の山菜・きのこ等も含めた放射性物質検査を 継続実施し、検査結果を積み重ねて出荷制限解除に向けた対応を進めるとともに、検査結果を迅 速に県民等へ情報提供するなど、安全・安心な特用林産物の生産を推進します。

また、グリーンシーズンにおける観光客の誘客が課題の本村において、特用林産物が誘客の一助となるよう、宿泊施設や観光施設での提供やPRに努めます。



[写真] 森林境界明確化の説明会の状況



[写真] 開設が進む森林作業道の状況



[写真] 搬出間伐の実施状況(列状間伐)



[写真]間伐材の中間土場(村内朝上)

3 森林施業の合理化に関する基本方針

北信森林管理署、北信地域振興局、村、森林所有者、森林組合等林業関係者及び木材産業関係者の間で相互に合意形成を図りつつ、地域一体となって集約化を進めるとともに、集約化した森林は、確実に森林経営計画を立てることとし、持続的な森林経営を推進します。

また、林業従事者及び後継者の育成・確保、作業路網の整備など林業関係者等が一体となって、長期目標に立った諸施策を計画的に実行します。

Ⅱ 森林の整備

第1 森林の立木竹の伐採(間伐を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、平均成長量が最大となる年齢を基準に下表のとおり定めます。

なお、標準伐期齢は地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

【樹種ごとの標準伐期齢等】

		<u> </u>		
区分	樹種種	標準伐期齢	伐期の延長を推進 すべき森林の伐期齢	長伐期施業を推進すべき 森林の伐期齢
	カラマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
針	アカマツ	40年	50年以上	おおむね80年以上
葉	スギ	40年	50年以上	おおむね80年以上
樹	ヒノキ	45年	55年以上	おおむね90年以上
123	その他針葉樹	60年	70年以上	おおむね120年以上
広	クヌギ	15年	25年以上	おおむね30年以上
葉	ナラ類	20年	30年以上	おおむね40年以上
	ブナ	70年	80年以上	おおむね140年以上
樹	その他広葉樹	20年	30年以上	おおむね40年以上

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、あらかじめ伐採後の適切な更新の方法を定めた上で伐採を行うものとし、特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹となる木の保存、種子の結実周期、野生鳥獣害の有無等を考慮することとします。

「更新」とは、伐採跡地(伐採により生じた無立木地)において、造林(人工造林又は 天然更新)により更新樹種を育成し、再び立木地にすることをいいます。なお、主伐方 法の選択に当たっては、更新方法及び成林の可否、並びに必要な初期保育施業までの費 用負担等を総合的に検討することとします。

【主伐の区分】

区	分	主伐の方法の内容
皆	伐	伐採区域の森林を構成する立木の全部を一度に伐採し収穫する方法であり、伐採跡地が直ちに更新されることを前提としている。更新は一斉に 同齢林に更新することから、植林が一般的である。
択	伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、更新を図りながら環境の改変を小さくする作業法。なお、ここで択伐とは、材積による択伐率が30%以下の択伐をいう(伐採後の造林を人工植栽による場合は、40%以下の択伐率)。

【主伐の留意事項】

区分	留 意 事 項
共通事項	 ① 伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間には周辺森林の成木の樹高程度の幅(20m以上)を確保する。 ② 自然条件等により人工造林及び天然更新に相当の時間が必要な地域(例えば、標高が高い地域、積雪が多い地域等)は、大規模な伐採を避けるとともに、更新が完了するまで隣接地での伐採は行わない。 ③ 森林の公益的機能を保全するため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置することとする。 ④ 伐採後の更新が天然更新による場合は、前生樹の発生状況や母樹の配置等に配慮する。 ⑤ 伐採後の更新がぼう芽更新による場合は、萌芽が難しい夏季の伐採は避けるとともに、良好な光条件を確保するため、根株に枝条等を集積して被覆しないこととする。 ⑥ 伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。
皆 伐	 ① 原則として傾斜が急な箇所、風害・雪害の気象害がある箇所、獣害の被害が激しい箇所は避け、確実に更新が図られる箇所で行うものとする。 ② 一箇所当たりの皆伐の上限面積は、20ha を超えないものとする。なお、出来るだけ小面積になるよう計画するものとする。 ③ 隣接する伐採跡地との間には、幅 20m以上(周辺森林の成木が 20mを超える場合は、樹高程度以上)の保残帯を設けること。 ④ ②、③に関わらず、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、伐採面積及び伐採区域のモザイク的配置に配慮すること。 ⑤ 次の土地に隣接する森林は、防災上の観点から 20m程度の緩衝帯を残すよう心掛けること。河川、渓流沿いの水辺環境、耕作地人家、工場等建造物、幹線道路、鉄道
択 伐	① 群状伐採にあっては、一箇所当たりの伐区面積は 0.05ha 未満とし、 隣接する伐区との間は、20m以上離れていること。 ② 帯状伐採にあっては、伐採する帯の幅は、10m未満とし、隣接する伐 採帯との間は、20m以上離れていること。 ③ 森林の有する公益的機能の維持増進が図られる林分構成となるよう、 適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからオまでに留意してください。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、 保残等に努めます。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡 地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法 を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合に は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置します。
- オ 上記ア〜エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとします。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1 (2)で 定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその 搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定に ついて」(令和5年3月31日付け4林整整第924号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適 した方法により行ってください。

3 その他

主伐が実施された場合、更新状況を下記のとおり確認します。

【更新の確認時期】

主伐の届出	更新方法	確認時期	確認者	
伐採及び伐採 後の造林の届	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年 を経過する日までの期間に確認する。	市町村	
出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年 を経過する日までの期間に確認する。		
森林経営計画に係る伐採等	人工造林	伐採終了年度の翌年度の初日から2年 を経過する日までの期間に確認する。	認定者 (県認定計画は地 域振興局、市町村	
の届出書	天然更新	伐採終了年度の翌年度の初日から5年 を経過する日までの期間に確認する。	認定計画は市町村)	

注) 「伐採及び伐採後の造林の届出書(以下「伐採造林届出書」という。)」を提出した森林については、 伐採が完了した日から30日以内に「伐採に係る森林の状況報告」を、造林を完了した日(伐採後に森 林以外の用途に転用する場合は、伐採を完了した日)から30日以内に「伐採及び伐採後の造林に係る 状況報告書」を、それぞれ提出することが義務付けられています。

確認方法は、「第2造林」の人工造林、天然更新の基準及び調査等方法のとおりとします。

なお、森林所有者等の届出者への指導・助言や確認調査にあたり必要がある場合は、北信 地域振興局の林業普及指導員等(以下、林業普及指導員という。)の技術的な助言、協力を 仰ぐこととします。

第2 造林

造林については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件等に応じて、人工造林または天然更新によるものとします。特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては人工造林による更新を図ることとします。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、県内の採種園の植栽木を踏まえ、成長に優れた特定母樹やエリートツリー(第2世代精英樹等)等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努め、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めます。

1 人工造林

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮 の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、特に効率的な施業が可能な森林等 の木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林におい て行います。

なお、造林すべき樹種は、地形、地質、土壌、周辺の森林分布等を勘案し、適地適木を 基本とするとともに、木材需要に配慮した樹種を選定します。

下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員や村の林務担当部局と相談の上、適切な樹種を選択することとします。

(1) 対象樹種

区 分	樹 種 名	備考
	スギ	
	ヒノキ	
 人工造林の対象樹種	アカマツ	
八上垣外の対象側性	カラマツ	
	その他針葉樹	
	広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽木は、適地適木を旨とし、苗木や品種の特性を踏まえて選定を行います。

植栽本数は、以下の表の植栽本数を標準として、多様な施業体系や木材生産目標等を 考慮し、疎仕立てでは一般材・合板材等、中庸仕立てでは優良材・大径材等を生産する ことを目標として検討します。

なお、効率的な施業の実施の観点から技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた植 栽本数について配慮しつつ、低密度植栽(疎仕立て)の導入に努めることとします。 また、伐採から造林までの一貫作業の導入を進め活着率の高いコンテナ苗の使用や、下刈回数を少なくするため大苗を使用し、低コスト化を図るものとします。

これらを踏まえて、植栽木とその植栽本数を決定します。

仕立て方法	スギ	ヒノキ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹	
,		ha 当たりの植栽本数(本)目安					
疎仕立て	1, 500	-	-	1, 500	-	-	
疎仕立て~ 中庸仕立て	2, 000	2,000	2,000	1,800	2. 000	-	
中庸仕立て	3, 000	3,000	3,000	2, 300	3,000	3, 000	

注)保安林にあっては、指定施業要件に定める植栽本数以上を行うこととします。

イ その他人工造林の方法

区分	区分標準的な方法		
地拵え	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する		
地掛え	とともに、林地の保全に配慮すること		
技力	コンテナ苗木等植栽する苗木の種類、気候、その他立地条件及び既往の		
植付け	植栽方法を勘案するとともに、適期に植え付けること		

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

皆 伐	択 伐
伐採終了年度の翌年度の初日から2年を経	伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経
過する日までの期間	過する日までの期間

2 天然更新

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌 等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られ る森林において行うこととします。

	周辺森林からの実生による更新可能地
	ぼう芽更新が期待できる樹種の伐採跡地
天然更新の対象地	人工造林不成績地で天然更新が進行した箇所
	(森林病害虫、野生鳥獣被害地も含む)
	気象害等の被害跡地で天然更新が進行した箇所

(1) 対象樹種

天然下種更新樹種一覧表

バッコヤナギ (ヤナギ科)	オノエヤナギ (ヤナギ科)	その他ヤナギ類(ヤナギ科)
サワグルミ (クルミ科)	オニグルミ(クルミ科)	ヨグソミネバリ(ミズメ)(カバノキ科)
ウダイカンバ (カバノキ科)	シラカンバ(カバノキ科)	ダケカンバ (カバノキ科)
ネコシデ (カバノキ科)	ハンノキ (カバノキ科)	ケヤマハンノキ (カバノキ科)
コバノヤマハンノキ (カバノキ科)	ヤハズハンノキ (カバノキ科)	ミヤマハンノキ (カバノキ科)
ヤシャブシ (カバノキ科)	ミヤマヤシャブシ (カバノキ科)	ヒメヤシャブシ (カバノキ科)
アサダ (カバノキ科)	サワシバ (カバノキ科)	クマシデ (カバノキ科)
アカシデ (カバノキ科)	ブナ (ブナ科)	コナラ (ブナ科)
ミズナラ (ブナ科)	クヌギ (ブナ科)	カシワ (ブナ科)
クリ (ブナ科)	オヒョウ(ニレ科)	エノキ (ニレ科)
エゾエノキ (ニレ科)	ハルニレ (ニレ科)	ケヤキ (ニレ科)
フサザクラ (フサザクラ科)	カツラ(カツラ科)	ヒロハカツラ (カツラ科)
タムシバ (モクレン科)	コブシ(モクレン科)	ホオノキ(モクレン科)
カスミザクラ (バラ科)	オオヤマザクラ (バラ科)	ミヤマザクラ (バラ科)
ウワミズザクラ (バラ科)	イヌザクラ (バラ科)	シウリザクラ (バラ科)
ズミ (バラ科)	アズキナシ (バラ科)	ナナカマド (バラ科)
イヌエンジュ (マメ科)	キハダ(ミカン科)	イタヤカエデ (カエデ科)
ウリハダカエデ (カエデ科)	オオモミジ (カエデ科)	ヤマモミジ (カエデ科)
コミネカエデ(カエデ科)	ミネカエデ (カエデ科)	トチノキ(トチノキ科)
シナノキ (シナノキ科)	オオバボダイジュ (シナノキ科)	ハリギリ (ウコギ科)
コシアブラ (ウコギ科)	ヤマボウシ (ミズキ科)	ミズキ (ミズキ科)
クマノミズキ (ミズキ科)	リョウブ (リョウブ科)	コバノトネリコ (モクセイ科)
ヤチダモ (モクセイ科)	アカマツ(マツ科)	カラマツ(マツ科)
キタゴヨウ (マツ科)	チョウセンゴヨウ (マツ科)	ウラジロモミ (マツ科)
オオシラビソ (マツ科)	トウヒ (マツ科)	コメツガ (マツ科)
スギ(スギ科)	ヒノキ (ヒノキ科)	サワラ (ヒノキ科)
ネズコ (ヒノキ科)	イチイ (イチイ科)	

ぼう芽更新樹種一覧表

区分	樹種	ぼう芽能力がピークとなる根元直径 及びその時の平均ぼう芽本数(参考)		ぼう芽の発生するおおむ ねの限界根元直径(参考)
	ミズナラ (ブナ科)	20 ст	30 本	50 cm
ぼ	コナラ (ブナ科)	10 ст	20 本	40 cm
j #*	クリ (ブナ科)	20 ст	60 本	40 cm
芽更	ホオノキ (モクレン科)	20 ст	20 本	60 cm
新	カスミザクラ (バラ科)	10 ст	20 本	40 cm
樹	イタヤカエデ(カエデ科)	10 ст	20 本	20 cm
種	ウリハダカエデ (カエデ科)	10 ст	20 本	40 cm
	※クマシデ (カバノキ科)	10 ст	10本	20 cm

区分	樹 種	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7		ぼう芽の発生するおおむ ねの限界根元直径(参考)
	※オオモミジ (カエデ科)	10 ст	10本	50 cm
	※コシアブラ(ウコギ科)	10 ст	10本	30 ст
	※ミズキ (ミズキ科)	10 ст	10本	30 ст
	※リョウブ(リョウブ科)	10 ст	10本	20 cm

[※] 印は、ぼう芽更新はするものの、ぼう芽能力の弱い樹種

(平成24年3月林野庁計画課編『天然更新完了基準書作成の手引き(解説編)』を参考としています。)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種別の期待成立本数

樹種	期待成立本数
対象樹種すべて	10,000 本/ha 以上

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	方	法	内容
天然	天然下	種更新	天然力により種子を散布し、その発芽、成長を促して更 新樹種を成立させるために行うものとする。
然更新	ぼう男	三更 新	樹木を伐採し、その根株からのぼう芽を促して更新樹種 を成立させるために行うものとする。
天然再	地表	処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子の確実な定着と発芽を促し、更新樹種が良好に生育できる環境を整備するために地表かき起こし、枝条整理等を行うものとする。
天然更新補助作業	刈	i l	ササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物 により更新樹種の生存、生育が阻害されている箇所について 刈払い等を行うものとする。
本	植 辽	ムみ	更新樹種の生育状況等を勘案し、天然更新が不十分な箇所 に必要な本数を植栽するものとする。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法は、次の調査方法により行います。 また、必要な場合は、林業普及指導員の技術的な助言、協力を依頼します。

① 更新調査の方法

更新調査は、標本抽出調査及び標準地調査によることとし、調査の信頼度を確保できる範囲で調査区(調査プロット)の数及び面積を設定します。

なお、明らかに更新の判定基準を満たしている場合は、更新の状況が明確に判る写真を撮影して記録し、目視による調査とします。

a 調査区及びプロットの設定

調査地は、対象地の尾根部、中腹部、沢部のそれぞれ 1 ヶ所以上の標準的箇所を選んで設定します。 1 調査区の大きさは 2 (幅) \times 10 (長さ) m の帯状とし、調査区内は長さ方向に 5 区分 ($2m \times 2m \times 5$ プロット)とし、調査区の長さ方向は斜面傾斜方向に配置します。

b 調査方法

調査は1プロット毎に所定の樹高以上の稚幼樹の樹種別本数調査を行うものとします。なお、ナラ類などぼう芽更新の場合は株数をもって本数とします。

c 調査の記録

調査を実施した際は、必ず野帳に記録し、写真を撮影して保管します。

また、調査位置は、GPS 等を利用し位置情報を記録し、森林 GIS で管理することとします。

なお、調査記録は、永年保存します。

② 天然更新の完了判定基準

区 分	内 容				
更新すべき立木本数	3,000 本/ha 以上				
稚樹高	競合植物の草丈との関係により、ぼう芽更新樹種一覧表を参考 に判断する。				
更新を判定する時期	伐採終了年度の翌年度初日から5年を経過した日までに判定する。 判定日に更新すべき立木本数が不足する場合は、追加の天然更新補助作業を行うか、または不足本数を人工造林し、伐採終了年度の翌年度初日から7年を経過した日までに判定する。				

③ 更新成績が不良の場合の対応

更新成績が不良となっている場合(種子の凶作、ササ類の繁茂等)には、速やかに 追加的な天然更新補助作業(刈り出し等)または植栽を実施してください。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採終了年度の翌年度の初日から5年を経過する日までの期間とします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)の3の3-2の4により、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とします。

また、近年のニホンジカ等による食害により、更新することが困難な箇所もあることか

ら、鳥獣害防止対策を検討することとします。

なお、区域内で主伐が行われる場合は、天然林であっても植栽を計画することとします。

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」抜粋

- 〇「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」の設定例
 - 1 現況が針葉樹人工林である



2 母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地よりも斜面上方に存在しない (堅果を持つ更新樹種による天然下種(重力散布)が期待できない)



3 周囲 100m以内に広葉樹林が存在しない



- 4 林床に更新樹種が存在しない
 - ・過密状態にある森林
 - ・シカ等による食害が激しい森林
 - ・ササが一面に被覆している森林 など



「植栽によらなければ的確な更新が困難な森林」

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	面積計(ha)
該当なし	

- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
 - (1) 造林の対象樹種
 - ア 人工造林の場合

1の(1)によるものとします。

イ 天然更新の場合

2の(1)によるものとします。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新可能地では、対象樹種の立木が5年生の時点で3,000本/ha以上の本数を成立させることとします。

第3 間伐及び保育

間伐及び保育は、公益的機能別施業森林にあっては、その機能増進のため、木材等生産機能維持増進森林にあっては、木材の利用価値を高めるために行います。ここでは間伐の標準的な方法及び保育の施業種を定めます。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

(1) 主要樹種別の間伐を実施すべき林齢

樹種	施業体	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						
1到1里	系	(本/ha)	初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	
スギ(裏系) (地位級 I)	標準	3,000	9 (26%)	13 (35%)	18 (32%)	25 (33%)	34 (34%)	55 (-%)	
スギ(裏系) (地位級Ⅱ)	標準	3,000	11 (26%)	15 (35%)	22 (32%)	32 (33%)	45 (34%)	88 (-%)	
スギ(裏系) (地位級Ⅲ)	標準	3,000	13 (26%)	19 (35%)	29 (32%)	44 (33%)	78 (34%)	_	
スギ(裏系) (地位級IV)	標準	3,000	17 (26%)	25 (35%)	42 (32%)	85 (33%)	-	_	
スギ(裏系) (地位級V)	標準	3,000	23 (26%)	39 (35%)	-	-	-	-	
カラマツ (地位級 I)	標準	2,300	11 (39%)	16 (39%)	24 (37%)	39 (38%)	58 (-%)	-	
カラマツ (地位級 II)	標準	2,300	13 (39%)	19 (39%)	29 (37%)	50 (38%)	87 (-%)	_	
カラマツ (地位級 Ⅲ)	標準	2,300	15 (39%)	23 (39%)	37 (37%)	76 (38%)	-	_	
カラマツ (地位級IV)	標準	2,300	19 (39%)	31 (39%)	53 (37%)	-	-	_	
アカマツ (地位級 I)	標準	3,000	12 (33%)	18 (31%)	24 (27%)	31 (25%)	40 (25%)	54 (-%)	
アカマツ (地位級Ⅱ)	標準	3,000	14 (33%)	21 (31%)	28 (27%)	37 (25%)	51 (25%)	80 (-%)	
アカマツ (地位級 Ⅲ)	標準	3,000	15 (33%)	24 (31%)	33 (27%)	47 (25%)	75 (25%)		
アカマツ (地位級IV)	標準	3,000	18 (33%)	29 (31%)	43 (27%)	69 (25%)	-	-	
アカマツ (地位級V)	標準	3,000	21 (33%)	38 (31%)	64 (27%)	_	-	-	
ヒノキ (地位級 I)	標準	3,000	15 (26%)	19 (25%)	24 (33%)	31 (20%)	39 (25%)	52 (-%)	
ヒノキ (地位級 II)	標準	3,000	16 (26%)	22 (25%)	28 (33%)	37 (20%)	50 (25%)	78 (-%)	
ヒノキ (地位級Ⅲ)	標準	3,000	19 (26%)	25 (25%)	35 (33%)	49 (20%)	80 (25%)	-	
ヒノキ (地位級IV)	標準	3,000	22 (26%)	31 (25%)	47 (33%)	67 (20%)	-	-	
ヒノキ (地位級V)	標準	3,000	27 (26%)	44 (25%)	85 (33%)	_	-	-	

注) () 内は、本数間伐率

標準伐期齢以上の林齢においても、必要に応じ間伐を実施することとし、平均的な間伐実施時期の間隔は、次のとおりとします。

区 分	平均的な間伐間隔
標準伐期齢未満	10 年
標準伐期齢以上	20 年

[※] 上表は、森林経営計画における間伐実施量算出の基礎となる。

なお、間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になることをいう。)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいいます。また、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行います。

(2) 間伐の標準的な方法

森林のめざす姿や将来の材の用途等の目標を定め、その目標に向けて間伐を行うものとします。

また、人工林林分密度管理図、人工林収穫予想表等を参考に個々の現場及び樹種の状況に合った間伐の方法や、林分の競合状態等に応じた間伐の回数、実施時期、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を総合的に検討した上で間伐を実施するものとします。

ア 点状間伐

初回の間伐は、不良な立木(被圧木、曲がり木、傾斜木、被害木、衰弱木、あばれ木、二 又木など)を対象とし、間伐率や立木の均等配置を考慮して並の立木も伐採します。

イ 列状間伐

1列伐採、2列残存を標準とします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類は、次の表のとおりとし、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることとし、作業内容その他必要な事項を定めます。

保育の	樹種	実施すべき	標準的な林齢	及び回数	標準的な方法
種類	1対 1王	実施時期	実施林齢	回数	
下刈り	全樹種	(1回目) 6月上旬 ~7月上旬 (2回目) 7月下旬 ~8月下旬	2 年生~ 10 年生	年1~ 2回	① 目的樹種の樹高が、草本植物等の高さの 1.5 倍になるまで実施する。必要に応じて、年2回実施する。 ② つる植物の旺盛な箇所は、①の高さを超えても継続して実施すること。 ③ ニホンジカ等の食害が懸念される箇所は、全刈りとせず坪刈り・筋刈りとすること。 ④ 広葉樹植栽地、天然更新地においては、あらかじめ目立つ色のテープを巻き付けるか竹棒を設置して、誤伐を避ける対策を講じること。 ⑤ 作業の省力化・効率化にも留意する。
枝打ち	スギヒノキ	11 月~5 月	11 年生~ 30 年生	最大8m までに必 要な回数	① 人工造林の針葉樹で実施する。 ② 公益的機能別施業森林においては、林内の光環境に応じ、必要に応じて実施する。 ③ 木材生産機能維持増進森林においては、無節で完満な良質材を生産する場合に実施する。 ④ 将来明らかに間伐する立木の枝打ちは行わず、労力の軽減を図ること。

					⑤ 全木枝打ちは、林内環境が激変すること から気象害に遭うおそれがあるため、極力 避けること。
除伐	全樹種	5月~7月 (9月~3 月)	11 年生~ 25 年生	1 回~ 2 回	① 目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去するために行う。② 更新樹種の生育に支障とならない樹木は、残すことが望ましい。
つる切 り	全樹種	6月上旬 ~ 7月上 旬	11 年生~ 30 年生	必要に応 じて 2~3回	枝打ち、除伐と並行して実施することが望 ましい。

3 その他

(1) 間伐を行う際の留意点

- ア 沢沿いの伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとします。
- イ 針広混交林化を図る森林においては、林内の光環境を改善するため、更新伐、長伐 期施業を行うものとします。
- ウ アカマツの間伐木の処理に当たっては、松くい虫被害拡大防止の観点から「松くい 虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付3森推第838号長野県林 務部長通知)」に従い、マツノマダラカミキリ等の産卵対象とならないよう適切な措 置を行います。

(2) 鳥獣害防止対策

鳥獣害防止対策については、野生鳥獣による被害を防除するため、地域における森林被害や生育状況等を勘案しつつ、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防止施設等の整備や捕獲等を行うこととします。

第4 公益的機能別施業森林及び木材生産機能維持増進森林

公益的機能別施業森林の区域は、森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能/土壌保全機能、保健・レクリエーション機能及び文化機能の高度発揮が求められており、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について、次のとおり基準を設定します。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定します。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等、集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定します。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源涵養機能維持増進森林

ア 区域の設定

当該森林の区域を別表1に定めます。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めます。

				樹		種			
区域	カラマツ	アカマツ	ヒノキ	スギ	その他	クヌギ	十二和	ブナ	その他
	カフマン	ノルマン	レノヤ	ノナ	針葉樹	クメヤ	ナラ類	<i>)</i>)	広葉樹
水源涵養機能	50 年	50 年	55 年	50 年	70 年	25 年	30 年	80 年	30 年
維持増進森林		·	·			·	•	·	·

(2) 山地災害防止/土壌保全、及び保健文化機能維持増進森林

ア 区域の設定

次の①から②までに掲げる森林の区域を別表2に定めます。

- ① 山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林
- ② 保健文化機能維持増進森林

イ 森林施業の方法

アの①から②までに掲げる森林については、原則として長伐期施業または複層林施業 を推進すべき森林として定めます。

複層林施業の場合の主伐については、標準伐期齢を下限に行います。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において公益的機能の確保ができる 森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めます。

【長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限】

			ŧ	尌		種			
区域	カラマツ	アカマツ	1.) -	スギ	その他	クヌギ		ゴナ	その他
	<i>M</i>	7 2 7	ヒノキ	7+	針葉樹	クメヤ	ナラ類	ブナ	広葉樹
アの ①から② の森林	おおむね 80 年	おおむね 80 年	おおむね 90 年	おおむね 80 年	おおむね 120 年	おおむね 30 年	おおむね 40 年	おおむね 140 年	おおむね 40 年

アの①から②までに掲げる森林の森林施業別の区域を、別表2に定めます。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域 内における施業の方法

(1) 区域の設定

当該森林の区域を別表3に定めます。また、木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の設定の基準は次のとおりです。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、 主伐後には植栽による更新を図ることとします。

【木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準】

機能区分	設定基準	設定区域
特に効率的な施業が可	木材生産機能維持	次の①~⑤の全てに該当する森林
能な森林の区域	増進森林の区域の	① 人工林が過半
	うち、林小班単位	② 地位3以上の森林が過半
	で設定する	③ 平均傾斜が30度以下
		④ 道から小班の距離が 200m以内
		⑤ 制限林は除外
		※その他、これらの条件に準ずると市
		町村長が判断した箇所

(2) 森林施業の方法

下表に即し、適切な造林、保育、間伐等を推進します。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。

なお、公益的機能別施業森林と重複する場合は、その施業の方法によるものとします。

1	施業種	施業の方法
植	拉 栽	主伐の実施後5年経過しても更新が図られていない場合、期待成立本数に10分の3を乗じた本数に不足する本数を植栽する。 「植栽によられなければ適確な更新が困難な森林」の区域内の伐採後は、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。 「特に効率的な施業が可能な森林」の区域内における人工林の主伐後は、2年以内に植栽する。
間	引伐	おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において行う立木材積の35%以下の伐採とする。
	林齢	標準伐期齢以上
主	1 \\ \dec{1}{2} \dec{1}{2} \dec{1}{2} \dec{1}{2}	皆伐を行う場合は、伐採跡地の面積が連続して20haを超えないこと。
伐	伐採方法	伐採後の造林を天然更新(ぼう芽更新を除く。)による場合は、伐採 率70%以下の伐採とする。
	伐採立木	伐採材積が年間成長量に100分の120を乗じて得た値(カメラルタキセ式補
	材積	正)に相当する材積に5を乗じて得た材積以下とする。

【別表1】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	3 い、3 ろ、3 は、3 に、4 い、4 ろ、4 は、5 い、5 ろ、5 は、5 に、8 ろ、8 は、10 い、10 ろ、11 い、11 ろ、11 は、11 に、12 い、12 ろ、12 は、12 に、12 ほ、17 い、17 ろ、17 は、17 に、18 い、18 ろ、18 は、18 に、19 い、19 ろ、19 は、20 ろ、20 は、20 に、20 ほ、21 ろ、21 は、21 に、21 は、21 に、20 ほ、21 ろ、23 は、23 に、24 い、24 ろ、24 は、25 い、25 ろ、25 は、25 は、25 人、26 ろ、27 い、27 は、28 い、29 い、29 ろ、29 は、29 に、30 い、30 ろ、30 は、32 い、32 ろ、32 に、35 に、35 に、35 に、35 に、35 に、35 に、35 に、35	2, 065. 15

[※] 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林維持増進森	長伐期施業を推進すべき森林	1 い、1 ろ、1 は、2 い、2 ろ、4 に、6 は、6 に、7 い、7 ろ、7 は、7 に、7 ほ、7 へ、8 い、8 に、9 い、9 ろ、10 は、10 に、10 ほ、13 い、13 ろ、13 は、13 に、14 い、14 ろ、14 は、15 ろ、22 い、23 い、25 に、25 と、26 い、26 は、26 に、27 ろ、27 に、33 い、34 に、34 ほ、34 へ、35 と、37 ろ、38 い、38 は、38 ほ、38 へ、38 り、39 ろ、40 に、41 い、41 ほ、41 ち、44 い、51 は、53 ろ、53 は、55 は、61 い、61 ろ	777. 19
保健文化機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林	42 い、42 ろ、42 は、42 に、42 ほ、42 へ、42 と、42 ち、42 り、43 い、43 ろ、43 は、48 い、48 ろ、48 は、 68 い、68 ろ	111. 43

[※] 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

【別表3】

区 分	公益的 機能区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材の生産機能	なし	皆伐	6い、6ろ、15い、15は、16い、16ろ、 20い、21い、31い、31ろ、31は、31 に、32は、32ほ、32へ、36い、36ろ、36 は、38に、45り、67い、67ろ	223. 81
 と機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	水源涵養	伐推進本	3 い、3 ろ、3 は、3 に、4 い、4 ろ、4 は、5 い、5 ろ、5 は、5 に、8 ろ、8 は、10 い、10 ろ、11 い、11 ろ、11 は、11 に、12 い、12 ろ、12 は、12 に、12 ほ、17 い、17 ろ、17 は、17 に、18 い、18 ろ、19 は、20 ろ、20 は、20 に、20 ほ、21 は、21 に、21 ほ、21 へ、22 ろ、23 ろ、23 は、23 に、24 い、24 ろ、24 は、25 い、25 ろ、25 は、25 に、25 へ、26 ろ、27 い、27 は、30 い、30 は、32 い、32 ろ、32 に、33 ろ、33 は、33 に、34 い、34 と、35 い、35 は、35 に、35 は、35 に、35 は、35 に、35 は、35 に、35 は、35 に、35 は、35 に、35 は、39 に、39 は、39 は、40 い、40 ろ、41 は、41 に、41 へ、41 と、44 ろ、44 は、45 い、45 ち、45 お、45 か、45 か、45 か、45 か、45 か、45 か、45 か、45 に、56 に、56 は、57 い、57 ろ、57 は、58 に、58 は、58 に、58 に、66 に、66 に、66 に、66 に、66 に、66 に、66 に、6	2, 065. 15
	山災/土保	長伐期施業を推進すべき森林	1 い、1 ろ、1 は、2 い、2 ろ、4 に、6 は、6 に、7 い、7 ろ、7 は、7 に、7 ほ、7 へ、8 い、8 に、9 い、9 ろ、10 は、10 に、10 ほ、13 い、13 ろ、13 は、13 に、14 い、14 ろ、14 は、15 ろ、22 い、23 い、25 に、25 と、26 い、26 は、26 に、27 ろ、27 に、33 い、34 に、34 ほ、34 へ、35 と、37 ろ、38 い、38 は、38 ほ、38 へ、38 り、39 ろ、40 に、41 い、41 ほ、41 ち、44 い、51 は、53 ろ、53 は、55 は、61 い、61 ろ	777. 19

区	分	公益的 機能区分	施業の方法	森林の区域	面積(ha)
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		保健文化	複層林施業 を推進すべ き森林	42い、43は	5. 86
	特に効率的な施業が可能な森林の区域	なし	皆 ※ お し は し は し に た 、 て よ う 。 る う 。 と も も し に る う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う ら う	20 い、38 に、45 り、67 い	41. 78
		水源涵養	伐をき※おしはしにをと の進林工て場原、るう 延す 林主合則植更こ 長べ に伐 と栽新	4 い、8 ろ*、8 は、19 ろ、25 は、25 ほ、26 ろ、27 い、30 い、30 ろ、30 は、32 い、32 ろ、34 と、35 ろ、35 に、35 ほ、37 い、37 は、37 に、38 ろ、39 い、39 は、39 は、39 へ、39 ち、39 り、40 い、40 は*、40 へ、41 ろ、41 に、41 へ、45 い、45 ろ、45 は、45 に、45 ほ、45 と、45 ち、45 る*、45 を、46 ろ*、55 い、56 い、56 と、56 ち、57 は、58 い、58 は、58 に、63 ろ、63 に、63 ほ、64 い、64 ろ、65 い、65 ろ、65 に、66 い、66 ろ、66 は、66 に、66 ほ	632. 03
		山災/土保	長をき※おしはしにをと伐推森人いた、てよ行。期進林工て場原、るう施す 林主合則植更こ業べ に伐 と栽新	8 い*、9 ろ*、13 は*、13 に*、14 ろ*、14 は*、26 い*、26 に*、27 ろ*、27 に*、34 へ、38 い*、41 い*	95. 40
		保健文化	複をき※おしはしにをと層推森人いた、てよ行。林進林工で場原、るう施す 林主合則植更こ業べ に伐 と栽新	43 は	1.05

注) 林小班の後ろに*が記載されている場合はその林小班の一部のみ

[※] 当該森林の区域には制限林を含んでいる場合がありますので、制限林内で伐採、植栽等の施業を行う場合は、それぞれの制限林に定める規定に従い実施してください。

3 その他

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

施業実施協定の参加を推進するために以下の支援を行います。

- ① 森林整備等を実践しているグループやNPO等に対して、国、県等関係機関と協力 し、各種研修を実施することで、技術力の向上を図ります。
- ② 森林所有者に対して積極的な広報活動を行うことにより、手入れの重要性を理解してもらい、上記NPO等の情報提供を行います。

(2) その他

特になし

第5 委託を受けて行う森林施業又は経営の実施の促進

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者や森林組合等林業事業体による森林経営計画の策定により、持続的な森林経営を推進します。 森林経営計画の策定にあたり、村内では森林所有者の高齢化が進行し、世代交代に伴う森林境界情報の消失が懸念されることから、森林・林業関係の補助金を活用した境界明確化事業または森林の国土調査の実施により、森林境界を確定することを原則として森林経営計画を策定するよう、林業事業体を指導します。

また、森林所有者等から計画策定について急遽新たな要望等があった場合についても可能な限り早急に対応します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

次のことを実施し、森林経営の規模拡大を促進します。

- ① 森林組合等林業事業体、特定非営利活動法人(NPO法人)、林業普及指導員、地域の有識者等と連携を図り、自治会や地域協議会、森林所有者へ森林整備の必要性等の情報提供を行います。
- ② 地域単位の懇談会や説明会を開催し、持続的な森林経営を進めるための合意形成を図ります。
- ③ 施業の集約化に取り組む者に対し、森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行い、森林経営計画の作成を促進します。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

次のことに留意することとします。

- ① 森林経営の委託にあたっては、森林所有者と森林組合等林業事業体との間で森林経営委 託契約を締結し、森林経営計画の作成が必要であることを森林所有者に周知します。
- ② 森林経営委託契約の内容には、森林所有者が当該森林に係る立木の育成、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を委ねている事が必要になることを森林所有者に周知します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進します。
- (2) 経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林等における施業の方法との整合性に留意することとします。

第6 森林施業の共同化の促進

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

効率的な森林施業及び保護の実施を実現するため、森林施業の共同化を促進します。そのため、共同して森林経営計画を作成することを促進し、不在村森林所有者等の参画を働きかけます。また、森林経営計画の作成に当たっては、作業路網の整備、利用及び維持管理を共同して実施することを促進します。

なお、国有林の近接地では、北信森林管理署と連絡を密にし、民国連携による森林施業の 共同化が効率的であれば検討します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- ① 森林経営計画の作成森林を森林計画図や GIS 等で管理することで、森林施業の共同化が有効な森林を具体的に検討し、森林所有者と森林組合等林業事業体へ森林経営計画の作成を働きかけます。
- ② 森林経営計画を策定した森林において、計画森林の範囲を超えて森林施業の共同化が必要な森林である場合、それぞれの計画と調整を図ります。
- ③ 森林経営計画を作成した森林以外で森林施業の共同化が必要な森林では、森林法第10条 の11第1項に規定する施業実施協定への参加を森林所有者又は当該土地の所有者へ働きか けます。
- ④ 特定非営利活動法人 (NPO 法人) 等営利を目的としない者が、公益的機能別施業森林において間伐又は保育その他の森林施業等を計画し、施業実施協定を認可するに適当である内容である場合は、森林所有者又は当該土地の所有者に対し協定への参加促進に協力します。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ① 共同して森林経営計画を作成した者は、各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成 し、代表者等による実施管理を行うこととします。また、作業路網その他の施設の維持運営 は、森林経営計画作成者が行うよう指導を図ります。
- ② 共同して森林経営計画を作成した者の一人が、施業等の共同化につき遵守しないことによりその者が他の森林経営計画者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の果たすべき 責務等を明らかにするよう指導を図ります。

第7 作業路網その他の森林整備に必要な施設

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水准】

効率的な森林が	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】 (単位:m/ha)								
区分	作業システム		基幹路網密度	細部路網 密度	路網				
		林道	林業専用道	小計	森林 作業道	密度			
緩傾斜地 0~15°未満	車両系	15~20	20~30	35~50	65~200	100~250			
中傾斜地	車両系	15~20	10~20	25~40	50~160	75~200			
15~30°未満	架線系	15~20	10' 520	23 - 40	0~35	25~75			
急傾斜地	車両系	15~20	0~5	15~25	45~125	60~150			
30~35°未満	架線系	10 - 20	0.50	10 - 20	0~25	15~50			
急峻地 35°~	架線系	5~15	_	5~15	_	5~15			

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ目標とする将来の森林の姿や施業方法を検討して 効率的な森林施業を行うよう路網整備を計画します。

基本的には、木材生産機能維持増進森林は、低コスト林業を実現するために路網整備等推進 区域として路網整備を推進します。

3 作業路網の整備

(1) 基幹路網

ア 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき基幹路網 づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
林道規程	昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知
林道技術基準	平成 10 年 3 月 4 日付け 9 林野基第 812 号林野庁長官通知
林業専用道作設指針	平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知
長野県林業専用道作設指針	平成 23 年 4 月 15 日付け 23 信木第 39 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知
林業専用道作設指針の運用	平成 27 年 3 月 26 日付け 26 林整整第 845 号林野庁森林整備部長通知

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長:km 面積:ha

開設 /拡張	種類	区分	路線名	延長	箇所 数	利用区域面積	うち 前半 5年分	対図番号	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	中尾	180	4	214		03019	法面保全
拡張(改良)	自動車道	林道	柄沢	300	1	180		03440	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	幕野	1,314	1	105		40164	幅員拡張
拡張(改良)	自動車道	林道	池田峰	1,223	1	86		04023	幅員拡張
拡張(改良)	自動車道	林道	本沢	1,411	1	104		40161	幅員拡張
拡張(舗装)	自動車道	林道	中尾	5,181		214		03019	
拡張(舗装)	自動車道	林道	平林	2,303		104		04620	
拡張(舗装)	自動車道	林道	池田峰	1,223		86		04023	

ウ 基幹路網の維持管理

基幹路網の開設にあたっては、管理者を定め、林道台帳等を作成して管理することと します。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして林道 台帳等に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとしま す。

(2) 細部路網

ア 細部路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造を確保した整備を図る観点から、次の規定及び指針に基づき細部路網づくりを行うこととします。

規格・構造の根拠	備考
森林作業道作設指針	平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知
長野県森林作業道作設指針	平成 23 年 8 月 1 日付け 23 森推 325 号林務部長通知
長野県林内路網整備指針	平成 24 年 3 月 23 日付け 23 信木第 542 号林務部長通知

イ 細部路網の維持管理

細部路網の開設にあたっては、管理者を定め、台帳を作成して管理することとします。

なお、管理者は、毎年、すべての路線の点検を実施し、写真を撮影するなどして台帳 に記録します。また、異常を発見した場合は、速やかに補修に努めるものとします。

第8 その他

1 林業に従事する者の養成及び確保

林業のための技能・技術の習得やキャリアアップのため、県や(一財)長野県林業労働財団の企画する研修への積極的な参加を促進します。特に次代の森林・林業を担う林業技術者が、地域の森林所有者等が安心して森林経営を任せられるリーダー的存在として成長できるように、県や森林組合等林業事業体と一体となって支援します。

また、林業が水源涵養や土砂災害防止、地球温暖化防止にも役立つ「やりがい」のある仕事であることを地域内外へ発信し、広域圏全体として新規就業者の確保に努めます。

そのために、森林組合等林業事業体に経営方針を明確化させ、木材需要側との連携を密にしながら林業経営基盤を強化することで、雇用の安定を期するものとします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進

将来の稼働率も考慮しつつ、高性能林業機械の導入について、広域市町村と連携し、森林 組合等林業事業体と検討します。

【高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標】

11	手業の種類	現状(参考)	将 来
伐 倒	緩中傾斜地	(車両系システム) チェンソー、ハーベスタ → フォワーダ → トラック	(車両系システム) チェンソー、ハーベスタ → フ ォワーダ → グラップル、トレーラー
集材集材	急傾斜地	(車両系システム) チェンソー、プロセッサ → フォワーダ → トラック	(架線系システム) チェンソー → スイングヤー ダ、タワーヤーダ → グラップル、トレーラー
造林	地拵え	バックホー、グラップル	グラップル(バケット)、レー キ
保育等	下刈り	草刈り機	自走刈払い機

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備

	罗	見状(参考)					
施設の種類	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	備考
販売施設 (道の駅野沢 温泉) 農産物直売所	野沢温泉 村虫生		P 8 1	同左	_	同左	

Ⅲ 森林の保護

第1 鳥獣害の防止

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣はニホンジカとするが、野沢温泉村森林整備計画等の対象森林の全域において 対象鳥獣に森林被害がないため、当該市町村森林整備計画等における鳥獣被害防止森林計 画の設定はしません。

(2) 鳥獣害の防止方法 設定はありません。

2 その他

現状では鳥獣による森林の被害はないものの、被害情報の収集を続け、必要に応じて鳥獣 害防止森林区域を設定します。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護

- 1 森林病害虫の駆除及び予防の方法
- (1) 松くい虫の被害防止

守るべき松林を中心に対策を推進し、次の措置を組み合わせながら講じます。

- 伐倒駆除
- 薬剤散布等の各種予防事業
- ・守るべき松林周辺部の樹種転換

主伐、間伐、更新等について「松くい虫被害対策としてのアカマツ林施業指針(令和4年3月16日付け3森推第838号長野県林務部長通知)」により実施します。

また、伐採木については、木質バイオマスエネルギーなどへの利用を促進し、伐採後は適 確な更新を図ることとします。

(2) カシノナガキクイムシによる被害の拡大防止

被害発生状況の監視体制を整備し、被害木早期発見のための情報収集やモニタリングを行います。 防災上、景観上維持すべきナラ林については、樹幹注入による予防及び伐倒した被害木のくん蒸 処理や破砕による駆除を実施するほか、被害を受けやすい高齢級の大径木の積極的な利用を行うな ど、より効果的かつ総合的な被害防除対策の推進を図ります。

人家及び道路等のライフライン付近では被害木の伐倒を行い、倒木被害の発生を防止します。

(3) スギノアカネトラカミキリの被害防止

林分が閉鎖し枯れ枝が発生する前に生枝打ちを実施するとともに、間伐により健全な森林の維持に努めます。

(4) カラマツ先枯病の被害防止

本村では被害は確認されていないが、罹病木を発見した場合は、速やかに伐倒し、枝条を焼却処分します。

また、カラマツ先枯病は風衝地に多発することから、植栽する場合は、風当たりの強いところでは、カラマツ以外の樹種を選定します。

(5) その他の病害虫等の被害防止

その他の病害虫が発生した場合、適正な防除、駆除に努めます。また、早期発見、早期防除が最 善の方法であるので、広報等の活用により普及啓発に努めます。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第二種特定鳥獣管理計画に基づく、各種対策を総合的に実施します。

種名	対象 個体群	現状	対策
ニホンジカ	その他 の地域	ニホンジカの被害 が少ない地域では あるが、今後被害 の拡大が懸念され る。	①拡大防止の観点から、個体数調整の重要性を周知し、市町村、猟友会などと協議の上、個体数調整による 捕獲に積極的に取り組む。 ②近接する新潟県、群馬県と連携を図る。
ツキ <i>ノ</i> ワグマ	越後 ・ 三国	個体群安定的維持。 不必要な殺処分は 行わない。	①市町村は、地域振興局、猟友会支部、警察署、クマ対策員、鳥獣保護員等関係者と連携し、対策を進める。 ②樹皮の剝皮防止のためのテープ巻き・ネット巻きを実施する。
ニホンザル	上信越高原	大規模な個体群。 地域によっては、造 林木の剥皮被害が ある。	①加害レベルの低下。 ②できる限り加害個体を選別して捕獲。 ③人間への依存が著しく、不特定の個体が農林業 被害を与える場合、人身被害のおそれがある場 合、農地に定着し恒常的に被害を出している場合 は、群れ全体の捕獲も検討。 ④ 餌やりの禁止。
ニホンカモシカ	日光· 越後· 三国	平均生息密度に大 きな変動はみられ ない。	①地域個体群の維持を図りつつ、農林業被害の軽減を図る。 ②日光・越後・三国地域個体群については隣県の群馬県、新潟県と連携を図りつつ保護管理を進める。
イノシシ	全域	林産物(きのこ等) の被害がある。	①出没防止のための生息環境の整備 (緩衝帯整備と森林整備の推進) ②効果的な被害防除の実施 ③加害個体等の捕獲及び狩猟の推進

3 林野火災の予防の方法

イベント等の会場での積極的な山火事予防の普及啓発や広報等により、地域住民への林野火災の予防を喚起します。

さらに、森林レクリエーションのための利用者が多く入り込む地域を対象に、山火事被害の未然防 止を図ることを目的として、森林組合等林業事業体や地域住民による巡視の体制も検討します。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、森林法第 21 条に基づき実施しなければなりません。そのため、火入れの許可に当たっては、下記のことに留意します。

項目	内容
火入れの許可申	野沢温泉村の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における
請の必要な範囲	火入れ(地域森林計画区域外も含む)
1.7 h 0 = 44	ア 造林のための地ごしらえ イ 開墾準備 ウ 害虫駆除
火入れの目的	エ 焼畑 オ 採草地の改良(森林法施行規則第47条第1項)
	期間(7日以内)
	面積(1件当たり5ha以内)
許可条件	※ただし火入地を1ha 毎に区画し、その区画ごとに火入れを行う場合はこの
计引来计	限りでない。
	従事者(1ha まで 5 人以内)
	※1ha を超える場合は、5 人以上とし面積により村長が指示する。
申請方法	火入れを行う7日前までに観光産業課に必要書類を提出する。
	① 火入れ許可申請書
	② 火入れ(野焼き)を行う土地、周囲の状況、防火の設備位置を示す見取り図
申請に必要なも	(ないときは担当に相談)
中間に必要なり	③ 申請者以外の者が所有し又は管理する土地であるときは、その所有者又は
	管理者の承諾書
	④ 申請者が請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には
	請負(委託)契約書の写し

5 その他

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森	林	の	区	域	(林小班)	備	考
		該	当なし	,			

(2) その他

特記事項なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進

1 保健機能森林の区域

森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域については、公益的機能別施業森林を快適環境機能森林、保健・レクリエーション機能森林、文化機能森林のいずれかに設定するとともに、施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

森林の	所在		森林の林種別面積 (ha)					備	考
地区名	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	77用	与
該当なし									

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

坛 **	2日1	施業の方法						
旭耒(の区分	複層林施業	択伐複層林施業	特定広葉樹育成施業				
植	栽	しても更新が図られていな 不足する本数を植栽する。 「新困難な森林は、標準的な						
間	伐	単層林である場合、Ry は、Ry が 0.75 以下とな	70.85 以上の森林について るよう間伐する。					
	林齢		標準伐期齢以上					
	方法	伐採率70%以下の伐 採	・天然更新 伐採率30%以下の択伐 ・人工植栽 伐採率40%以下の択伐					
伐採	立木材積	標準伐期齢における 立木材積に10分の5を 乗じて得た材積以上の 立木材積が確保される こと。 伐採材積が年間成長 量(カメラルタキセ式補正)に 相当する材積に5を乗 じて得た材積以下とす る。 立木材積は、下層木を 積は、Ry0.65以下となる	標準伐期齢における 立木材積に10分の7を 乗じて得た材積以上の 立木材積が確保される こと。 除いてRy0.75以上、伐採材 よら伐採する。	標準伐期齢における立木材積が確保されること。				

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

(1) 整備することが望ましい森林保健施設

地区名	施	設	名	
該当なし				

- (2) 森林保健施設の整備及び維持運営にあたっての留意事項 特記事項なし。
- (3) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

V その他森林の整備に必要な事項

1 森林経営計画の作成

- (1) 森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項を適切に計画するものとします。
 - ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域おける主伐後の植栽
 - イ 公益的機能別施業森林等の森林整備
 - ウ 特に効率的な施業が可能な森林の区域における人工林主伐後の植栽
 - エ 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及び共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
 - オ 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画の認定を受けて適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林経営計画において、区域計画を作成できる区域となります。(一体整備相当区域)

区域名	林 班	区域面積(ha)
前坂地区	60,61,62,63,64,65,66	355.30ha
豊郷地区	39、40、41、55、57、58、59	342.05ha

2 生活環境の整備

若者の村内定住、村外からの移住を促進するため、住宅環境の整備を図るとともに、移住希望者への情報提供を進め、新規林業従事者についても、村内に居住できるための環境整備を進めます。

3 森林整備を通じた地域振興

特産品の開発・栽培と産地のブランド化を進め、本村の主産業である観光業との連携を図りながら 村外へ向けてPR、誘客に努め、宿泊・観光施設、直売所等での販売により、農産物と併せて、きの こ、山菜等の特用林産物のPRと販路拡大を進めます。

4 森林の総合利用の推進

上ノ平地区周辺の森林については、スキー場、キャンプ場、スポーツ公園等が整備され、地域住民のみならず、多くの観光客が利用することから、森林景観の向上と林内環境を整えるための森林整備を進めます。

5 住民参加による森林の整備

(1) 地域住民参加による取組

地域住民、特に小・中学生を対象に、森林や木材を活用した「木育」活動のフィールドを提供し、森林や木材の大切さを理解してもらうための取組を支援します。

また、平成24年度に村内で「ふるさとの森づくり県民の集い」(長野県植樹祭)が開催され、多く

の村民が植樹活動に参加しましたが、引き続き、苗木の頒布会や植樹祭等の実施を通して、森林 づくりに対する村民の気運を醸成します。

(2) 上下流連携による取組 特記事項なし

6 森林経営管理制度に基づく事業

森林所有者の探索や意向調査を実施し、必要に応じて市町村森林経営管理事業を計画していくこととします。

7 その他必要な事項

(1)村有林の経営に関する事項

約250haの村有林については、必要に応じて、森林経営計画を策定し、計画的に施業を行います。

(2) 埋蔵文化財包蔵地に関する事項

野沢温泉村教育委員会に、村内の埋蔵文化財の位置図が保管されているため、村内で森林整備を実施する際には、事前に当該図面を閲覧し、埋蔵文化財の保護に十分配慮してください。

【計画策定の経過】

1 森林法第10条の5第6項の規定に基づく学識経験を有する者からの意見聴取

意見聴取日	意見聴取方法	相手方
R6.12.17	打合せ	北信地域振興局、北信州森林組合

2 公告・縦覧期間

令和7年2月7日~令和7年3月3日

3 計画書作成担当者

課・係	職	氏 名	備考
観光産業課	課長	竹井 勝	
観光産業課 農林係	係長	富井 健一	
観光産業課 農林係	主査	山根 満	

4 森林法第10条の12の規定に基づく長野県の協力者

所 属	課・係	職	氏 名	備考
北信地域振興局	林務課普及林産係	森林保護専門員	前澤まゆみ	林業普及指導員

5 計画の公表計画

公表の方法	時 期	備考
市町村ホームページ	計画樹立後1ヶ月以内	
広報掲載	令和7年4月	

VI 参考資料

1 人口及び就業構造

(1) 年齢層別人口形態

項	年	j	総計		0~	~14 ī	裁	15	~29	歳	30	~44	歳	45	~64	歳	65	歳以	上
目	次	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
	27 年	3,479	1,655	1,824	364	182	182	332	179	153	494	253	241	1,043	523	520	1,243	515	728
実数	31 年	3,511	1,662	1,849	375	180	195	400	212	188	530	270	260	918	458	460	1,277	542	746
	6年	3,179	1,526	1,653	327	145	182	333	171	162	464	244	220	826	405	421	1,249	544	705
構成	27 年	100.0	47.5	52.5	10.4	5.2	5.2	9.5	5.1	4.3	14.2	7.2	6.9	29.9	15.0	14.9	35.7	14.8	20.9
比	31 年	100.0	47.1	52.9	10.6	5.1	5.5	11.3	6.0	5.3	15.1	7.7	7.4	26.1	13.0	13.1	36.3	15.4	21.2
(%)	6年	100.0	47.6	52.4	10.2	4.5	5.7	10.4	5.3	5.0	14.6	7.6	6.9	25.9	12.7	13.2	39.2	17.1	22.1

(出典:野沢温泉村の統計 令和6年度))

(2) 産業部門別就業者数等

7E F1	FF VL	60 W.		第12	第2次	第3次			
項目	年次	総数	農業	林業	漁業	小計	産業	産業	
	H22	2,059	300	19	2	321	353	1,385	
実数	H27	1,947	232	16	1	249	335	1,355	
(人)	R2年	1,829	217	12	1	230	303	1,296	
構成	H22	100.0	14.5	0.9	0.0	15.6	18.3	67.2	
比	H27	100.0	11.9	8.2	0.0	15.6	17.9	69.6	
(%)	R2年	100.0	11.8	0.6	0.0	12.8	16.5	70.8	

(出典:国勢調査)

2 土地利用

		WA L. Life			7 0 14			
	年次 年次 面積		耕地面積	計	森林	原野	その他面積	
	H22 年	5795	340	4754	4552	202	701	
実数 (ha)	H27 年	5795	321	4754	4549	205	720	
(IId)	R2 年	5795	306	4767	4544	223	722	
構成比 (%)	R2	100	5	82	78	4	13	

(出典:野沢温泉村国土利用計画)

3 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積 樹種 林齢 材積等)	経営管理実施権 設定の有無
	設定なし		